

一 般 質 問

令和4年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	12番 原 憲三	(1) 町長の2期8年公約とその成果は (2) 災害時応援協定を多重に
2	5番 峯尾 進	学校と地域のパートナーとしての連携は
3	3番 多田 勲	人口減少にともなう行政運営は
4	2番 古宮 祐二	住宅街のトラブルに町の対応は
5	10番 森 丈嘉	生涯学習施設建設計画の今後は
6	8番 加藤 久美	学校課題と教育について問う
7	7番 尾尻 孝和	(1) デジタル化と自治体DXに取り組むにあたって、 課題と対策は (2) 介護予防対象者や在宅介護者への配食サービス 拡充の検討は
8	1番 石渡 正次	中井町の公園の状況と課題は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

【問】 1 (1) 町長の2期8年公約とその成果は	12番 原 憲三
<p>杉山町長が行政の舵を取られて、8年が過ぎようとしています。スタート時は、町民と共に「夢」ある中井の「みらい」を確実に拓いていきますと「中井みらい計画」を提案され、「町民会議」の創設、給食費無償化、空き家・荒廃地バンク、防災ネットワーク網、新たな観光を約束されました。</p> <p>2期目にあたり「中井みらい計画Ⅱ」では「不交付団体もギリギリの財政」で「やりたい事の半分も達成できていない」と、民間目線での進化する行政、外国人観光客の目線での観光資源の創出を掲げ、町が損をしない民間事業の活用を取り上げられています。</p> <p>町長の2期8年が終ろうとしています、以下の項目を通して、公約の達成度や成果などを伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「中井みらい計画」の「夢と実現性」の結果、「中井みらい計画Ⅱ」の達成度は。</li> <li>2、財政調整基金が一般会計の半分近くに増えた状況で、町民の福祉が向上しているのか。</li> <li>3、今後3期目に向けた、お考えがあるのか伺います。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>私は、平成30年10月の町長選挙におきまして、無投票での当選という栄誉をいただき、再度、町政運営の舵取りを担わせていただきました。その責任の重さを認識し、自然豊かな「里都まち♡なかい」に磨きを掛け、住んでよかった、住んでみたいと思える中井町を実現するために、町政運営に全力で取り組んでいるところです。</p> <p>町民の皆様とのお約束である公約を達成するためには、これまでの施策の成果等を検証するとともに、本町を取り巻く社会経済情勢や住民意向等の把握・分析を踏まえ、町が取り組むべき施策の内容等を定め、本町のまちづくりの具体的な取組みを体系化した総合計画と整合させ、計画的に取り組んでいくことが必要であると考えておりますので、総合計画に定める各種施策を鋭意推進しており、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、町民生活の安心・安全の確保対策、社会・経済活動の継続に向けた町民、事業者の方々への支援、更には町民の皆様の早期ワクチン接種業務を町政の最優先事項としているところです。</p> <p>私が、2期目に着手又は実施いたしました主要な事業につきましては、小中学校学校給食費の無償化、なかい版ネウボラや子育て応援紙おむつ支給事業等の開始による妊娠・出産包括支援事業の充実による子育て・子育て支援、ICTを活用した学校での情報教育の推進、各学校のエアコン増設やトイレ改修による学校環境の改善、図書館の電算化・司書の常駐化によるレファレンスサービスの向上による教育環境の充実、蔽島湿生公園木道整備や中央公園の駐車場整備、多目的広場の芝生化による交流・観光拠点の魅力向上、震生湖散策路整備、既存観光資源・人材の掘り起こしによる観光資源の創出、防災行政無線デジタル化による情報伝達の多層化、土砂災害・洪水ハザードマップの全戸配布、危険ブロック塀対策等の防災減災対策、各種健康づくり活動の促進や未病センター・健康づくりステーション事業、専門職による高齢者訪問やフレイル対策事業の実施等による健康寿命の延伸、子育て世帯をターゲットにしたシティプロモーションや移住・定住対策、更にはインター周辺を含めた計画的な土地利用に注力し、それらを実施するための財源の安定確保にも努めてまいりました。また、これら施策を展開することが町民福祉の向上に繋がると考え、実行してまいりました。</p> <p>3期目に向けた考えとこのことですが、ただいま述べましたように、総合計画に定める各種施策の推進に誠心誠意、全力で取り組んでいるところであり、二期目の任期を全うすべく、町の将来像である「一人ひとりが主役！魅力育む 里都まち♡なかい」の実現に向け、努力してまいりたいと考えております。</p>	

【問】 1 (2) 災害時応援協定を多重に	12番 原 憲三
<p>大地震や風水害などの災害時、設備や装備のみならずマンパワーそのものの不足が、本町の災害対応に支障を来しかねません。こうした「公助の限界」を乗り越える仕組みとして、町でも民間との連携も含め、災害時応援協定の締結等が進められています。</p> <p>協定は締結したままでは必ずしも協力が得られるとは限りません。大規模災害ならニーズが集中し、一カ所の応援協定では限界があります。</p> <p>実効性の確保には、平時からの協定先との関係づくりと、協定を多重にすることが必要です。そこで質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、危機管理専門員設置の意図は。自衛隊等の応援協力の強化に繋がるか。</li> <li>2、平時における協定先との関係づくりの取り組みは。</li> <li>3、自治体間の相互応援協定の取り組み状況は。関東北部や北陸地方などと応援協定を結ぶ考えは。</li> <li>4、災害時協力車両登録制度で町民の協力を得る考えは。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>大規模災害における応援要請等については、県が各市町村からの要請に基づき、調達する運用になっており、基本的には県が締結する応援協定の中で全国各地から支援が受けられる仕組みとなっていますが、町独自の緊急対応や調達手段の多重化として、幅広く災害時応援協定を結ぶことは効率的で有効性の高い対策であると考えており、重要な強化策として取り組んでいるところです。</p> <p>1点目については、危機管理専門員は、自衛官として長年培った防災・危機管理に関する知識・経験を有しており、町の危機管理能力の向上と災害対応においては、適切な判断・助言など、即戦力職員として期待しています。</p> <p>また、自衛隊への派遣要請については、県を通じて要請する運用となっていますが、平時から意見交換の場が設けられるなど、連携強化が図られ、有事の際にも情報交換や事前調整等、スムーズな協力要請に繋がるものと</p>	

考えています。

2点目については、有事における対応を円滑に行う上で、協定先との関係づくりについては必要なことであると認識しています。現状では、平時からの町との関係性の中で、協定が結ばれているところが多く、特別な取組は行っていませんが、引き続き、関係性の確保と緊急時に素早く対応するための連絡体制の強化等に取り組んでまいります。

3点目については、町独自で相互応援協定を締結している自治体は山形県戸沢村しかなく、新たな協定先として中井町と同時に被災する可能性の低い福島県会津美里町にお声がけをさせていただき、現在協議中ではありますが、概ね合意が得られている状況まできており、8月を目途に締結できるよう、最終調整を行っているところです。また、平時からの交流等を通じて「顔の見える関係」を構築するなど、連携強化に努めてまいります。

4点目については、特に大規模災害においては、町職員や町所有の車両だけでは対応できず、町民への協力依頼も想定される場所ではありますが、一方で町民については、自らが被災してしまうことや地域での自助・共助の活動が想定されることから、町では事前に協力車両を登録するのではなく、民間業者との協定による車両の確保を図っているところであり、現在では建設資機材リース会社からの調達や新たに町内に営業所がある宅建業者との協定に向けて協議しているところです。また、災害時には、自主防災会や避難者等と連携し、協力を得ながら対応していきたいと考えていますので、ご理解願います。

**【問】2 学校と地域のパートナーとしての連携は**

**5番 峯尾 進**

まち・ひと・しごと創生基本方針では、学校を核とする地域力強化の観点から、コミュニティ・スクールの取り組みなど一層促進する旨が示されており、子供たちには地域への愛着や誇りなど共有して、地域課題を解決していく力が求められている。しかし、学校教育現場では、少子化とグローバル化の進行に伴い、多様な主体が相互に影響して加速化しており、それに加えて長引くコロナ禍の影響もあって、地域社会との連携も希薄化しているのが現状である。子供の成長過程においては、学校・地域・家庭での協働体制の構築が不可欠であり、これら課題の克服に町としての対応を伺います。

- 1、学校を核とした地域力の強化は。
- 2、中井っ子から中井人まで町の将来を担う人づくりは。
- 3、校外活動での児童生徒の安全を図るための見守りの連携は。

**【町長答】**

(町長答弁)

近年、少子高齢化やグローバル化、情報化の中で子どもを取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題は複雑化、多様化しています。また、地域においても家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによる地域力の低下などが指摘されています。

このような状況の中、町では第六次中井町総合計画に基づき、学校・家庭・地域が連携・協力し、一体となって子どもたちの健全育成を推進しているところです。

それでは、峯尾議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私からお答えします。まず1点目についてですが、町では、保護者や地域住民の力を学校運営に生かすために、令和4年度から、コミュニティ・スクール制度を導入しました。制度の導入をきっかけに、さらに学校・家庭・地域が連携・協力し、一体となって子どもたちの健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。また、地域の人材や教育力を活用した学習活動を取り入れるなど、地域が学校の教育活動に一層関わっていく体制を整え、地域力の向上を図りたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えします。町では、「中井町生涯学習基本計画」に基づき、町民が参加しやすい多様な学習機会の提供に努めるとともに、町民同士が学びあい、教えあう仕組みづくりや自主活動の拠点の充実に努めております。引き続き、これらの取組をととして、将来を担う人づくりを進めていきたいと考えています。

また、学校教育では、総合的な学習の時間や生活科、社会科において、地域の自然や町の様子を知ったり、地域の職業を体験したり、地域の抱える課題を見いだしたり、解決策を考えたりする学習活動を行いながら、地域のことに関心を持ち、主体的に考える子どもたちの育成に努めております。

3点目のご質問についてお答えします。学校での遠足や施設の見学など校外活動では、学級担任や管理職、介助員など複数の教職員が児童・生徒を引率し、安全に学習活動が実施できるように見守りを行っております。引き続き、学校において安全に校外活動が実施できるよう、教育委員会としても児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】3 人口減少にともなう行政運営は**

**3番 多田 勲**

中井町の人口は2022年5月1日現在、9076人であり、1994年の10480人のピークから、28年間で1404人減少しました。未曾有の人口減少や超高齢化社会が進む中、移動手段確保、空き家の増加、独居問題、そして高度経済成長期に整備された多くの道路や橋梁、水道施設などのインフラの老朽化に伴う維持管理への対応など様々な課題が顕在化しています。地方自治体はこのまま人口減少が続けば、いずれ地方行政は行き詰まり行政サービスの質は低下すると言われて久しいです。人口減少を見据え、人口減少時代を乗り越えるべく、将来にわたり安定的に行政

サービスを提供できるよう、より持続可能な行政の実現に向け、危機意識の醸成と実効性ある取り組みが求められています。本町の考え方を伺います。

- 1、人口減少における行政サービスへの影響をどのように捉えているか。
- 2、増加する外国人の暮らし、健康、人権をどのように守っていくか。
- 3、デジタル田園都市国家構想に対し、どのように取り組んでいくか。
- 4、人口減少とともない、コンパクトシティをどのように考えていくか。
- 5、他自治体等との広域連携強化をどのように図っていくか。

**【町長答】**

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、団塊の世代が高齢期を迎えたことや平均寿命の延伸などによる高齢者人口の急速な増加と、晩婚化・晩産化、合計特殊出生率の低迷などによる少子化が進行しており、本町においても、今後も人口減少と少子高齢化が同時に進行するものと推計されています。

1点目については、多田議員ご指摘のとおり、少子化の進行により、社会を支える現役世代の人口が減少することで税収の減少が懸念される一方、高齢化の進行に伴う社会保障費や老朽化した公共施設等の維持・更新に伴う建設費が増加するなどにより、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

そのような状況のなかで、次世代に負担を先送りすることない持続可能な行政運営を実現するためには、デジタル技術の活用、広域連携などによる行政サービスの効率化や見直し、公共施設・インフラの長寿命化や適正管理による費用削減などに努めるとともに、財源の安定的な確保に努める必要があると認識しています。

2点目については、国籍に関わらず暮らしやすい環境をつくるため、外国人住民が地域で生活する中で必要な情報を多言語及びやさしい日本語で提供するなどの情報発信に取り組んでいます。今年度は、大学と連携し、外国人住民、日本人住民、行政との意見交換会を新たに計画しており、文化や生活習慣の違いを理解するための交流の場を創ることで、お互いに尊重し合い、誰もがいきいきと暮らせる地域社会の構築を一層推進してまいります。

3点目につきましては、コロナ禍において、テレワークなど多様な働き方が可能となったことなどを要因として、都心から地方への移住を選択される例も多く見られており、本町においても、こうした社会背景や国の動きと歩調を合わせ、公共施設への公衆WiFiや、誰でも利用できるテレワーク環境など、デジタル技術を活用するための整備を進めてまいりました。

デジタル技術を活用して都市の活力と地方のゆとりある生活の実現を目指すデジタル田園都市国家構想は、自然環境と都市的生活が調和する「里都まち♡なかい」という本町の特性にも繋がるものですので、現在策定を進めております「中井町DX推進計画」において、更なるデジタル技術の活用や環境整備について検討を深めてまいります。

4点目については、本町は人口密集地区がなく、現行の都市計画制度の開始以降、既存市街地を中心にまちづくりが進められてきました。

現行の都市マスタープランでは「集約的な都市構造」を将来都市構造の目標に掲げ、現在行っている都市マスタープランの改定においても、町民の暮らしに必要な都市機能を集積する「地域拠点」と地域拠点を補完する「地区拠点」を位置づけた将来都市構造を目標にしており、少子高齢化の進展や環境問題への意識の高まりなどを考慮した持続可能な都市、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりに取り組んでまいります。

5点目につきましては、法に定める機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合の広域行政制度の活用だけでなく、法によらない任意の協議会を設置することにより、様々な分野において広域化により生じるスケールメリットや行政サービスを充実させ、町民の利便性・満足度の向上を図るとともに、共通の行政課題についての情報交換・調査研究などに取り組み、地域の特性を活かしたまちづくりを進めています。今後も、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や町民ニーズ等に応じて、広域連携の強化を図りながら、行政サービスの安定的な提供、町民の利便性・満足度の向上に努めてまいります。

**【問】4 住宅街のトラブルに町の対応は**

2番 古宮 祐二

都市部では、人口減少等に伴い、空き地や空き家が不規則に発生する「都市のスポンジ化」が問題となっていきますが、本町の住宅街も例外ではありません。空き家や空き地はもちろんのこと、手が入らず伸び放題になった草木、飼い主のないネコが住み着いた小屋や資材置き場の騒音など多様なトラブルが深刻度を増しています。また目を転じれば管理しきれない土地には太陽光発電が突如として出来るなど、景観も損なわれています。

良好な生活空間が維持されなければ、住みにくい地域となり、空洞化の悪循環が避けられません。以上から質問します。

- 1、住宅街の資材置き場での騒音や資材の置き方等が問題となっている。その対応は。
- 2、町内で県生活環境の保全等に関する条例等に基づき、県や町が指導したケースはあるのか。
- 3、住宅地内に近接した太陽光発電の安全性、照り返しなどの被害への町の対応は。
- 4、長期間手が入らず竹等がはびこっている空き家は「特定空家等」と判断し対応すべきではないか。
- 5、飼い主のないネコの近隣トラブルへの対処状況と、その支援は。

**【町長答】**

本町では、第六次中井町総合計画後期基本計画において、生活環境の保全や定住を支えるまちづくりなどの施策を掲げるとともに、中井町環境基本条例、中井町環境基本計画に基づき、町民の皆様が健康で安全かつ快適な生活が維持できるよう、騒音、悪臭等による被害の防止に向けて取り組んでいるところです。

それでは、順次ご回答させていただきますが、1点目、2点目につきましては、関連がございますので、まとめてご回答させていただきます。資材置き場等での苦情につきましては、町でも町民の方から相談を受け、対応した経緯がございます。その際は、相談者や騒音発生事業者から状況をよく聞き取り、現地調査などを踏まえて、改善事項などを口頭にて指導し、対応をお願いしております。また相互の理解を促しながら、問題を解決していくことが重要であると考えておりますが、悪質なものにつきましては、県や警察と連携を取りながら、事業者に対する指導を粘り強く、働きかけていきたいと考えております。このようなことから、過去5年間では、改善が見られないなど悪質と判断する事案はなく、条例違反等で文書での指導したケースは、県、町ともにごさいません。

3点目の太陽光発電に関する苦情や相談につきましては、現在、町では、把握しておりません。しかしながら、そのような相談がございましたら、太陽光発電を設置する際には、経済産業省へ事業計画認定の申請をする必要があり、その事業計画策定のガイドラインにも、「太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるように努めること」とありますので、事業者へ連絡等を行いながら、現地調査や対応をお願いする必要があると考えております。

4点目につきましては、空き家の放置によって発生する様々なトラブルを解消し、空き家の活用や処分を後押しするため、平成27年5月に「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家をそのまま放置することで安全面、衛生面、景観面、治安面において、問題となる恐れのある場合、特定空家等と認定し、行政は修繕または撤去の指導、勧告、命令を行う事ができるようになりました。

特定空家等については、議員ご指摘のとおり、早期に認定、対応を図ることも一案であると思っておりますが、個人の資産たる構造物に関することとございますので、まずは、所有者や相続人等への物件の現状報告、適切な管理に関する助言を行うべきこととと考えております。

現状の報告、管理に関する助言を行ってもなお対応がなされず、安全面等に問題が生じる恐れがあると判断される際は、特定空家等として認定し、必要な指導、勧告等を行ってまいります。

5点目につきまして、町にも、猫のフン害や敷地内への侵入、無責任なエサやりなどの苦情や相談が寄せられています。しかし、ノラ猫による被害などを防止する簡単な解決策はなく、エサやりの注意や自己防衛策のアドバイスなどを行っております。このような状況の中、有効な対策の一つとして、「神奈川県飼い主のいない猫対策ガイドライン」にもありますように、ノラ猫の繁殖を抑え、今以上にノラ猫が増えないように、捕獲し、避妊又は去勢手術をして、元のテリトリーに戻すTNR活動というものがあります。町では、この活動が問題を解決する手段の一つととらえ、今年度より、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊・去勢手術事業」に登録をし、ボランティア団体と連携しながら、ノラ猫の不妊手術等を行えるようにしました。活動を始めたばかりで、何分手探り状態ではありますが、飼い主のいない猫にかかわる苦情等の解決に向け、取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

**【問】5 生涯学習施設建設計画の今後は**

10番 森 文嘉

平成29年10月、町は平成30年度から35年度までの中期財政展望を発表、累計37億円弱の財源不足額に達するとして生涯学習施設建設計画を白紙に戻し、財源確保のための諏訪地区区画整理事業の完成をもって検討を再開するとされた。そこで伺います。

- 1、建設計画白紙撤回の要因となった中期財政展望の評価は。
- 2、諏訪地区区画整理事業完成の後、改めて建設計画の検討を再開するとの説明であったが、今後の見通しは。
- 3、諏訪地区区画整理事業の進捗状況と完成の予定は。
- 4、農村環境改善センターは図書室の改修、トイレの改修工事を済ませたが、新しい施設の建設と既存施設の改修計画の在り方についての判断はどのように行うのか。
- 5、平成24年9月、郷土資料館の今後について一般質問の際、町は「新しい生涯学習施設に展示コーナーを設ける」という内容の回答であった。町長は郷土資料館の今後についてどのように考えているのか。

**【町長答】**

私は、次の世代や将来的に町民に還元されるべき効果が見込まれる施策については、中長期的な視点のもとでその必要性や優先性を見極め、持続可能なまちづくりに努めております。

まず、1点目のご質問についてですが、平成29年に提示させていただきました中期財政展望では、平成30年度から平成35年度、令和5年度までの間に極めて大きな財源不足額が生じることを想定していましたが、企業進出、社会・経済情勢の影響などから法人町民税や固定資産税等で見込みを大きく上回る税収が確保できたこと、ふるさと応援寄附金が予想を上回り好調であったこと、普通交付税では、不交付団体を見込んでいましたが、近年において交付を受けたこと等から歳入総額が大きく見込みを上回る結果となりました。

また、必要性や優先性を見極め、整理合理化・経費節減等を行うことで歳出を抑えられたことなどからも財源不足を生じることなく、適切な財政運営を行うことができています。

なお、令和3年度には町の最上位計画である「第6次中井町総合計画後期基本計画」の計画期間がスタートしたことから、本計画期間中の財源的な見通しを明らかにし、計画的な行財政運営を行うため、あらためて中期財

政推計を作成しており、毎年、各課との実施計画のローリングを行っているところです。

2点目についてですが、施設建設については、従来よりお答えしているとおり、諏訪地区区画整理事業内での企業誘致施策等による確かな財源的担保をもって推進していくことが必要であるとの認識から、令和6年度以降に改めて検討する考えに変更はありませんのでご理解いただきたいと存じます。

3点目につきましては、令和4年6月末を目途に市街化区域編入に係る国との農林漁業との調整が完了する見込みとなっており、令和4年度中の市街化編入、土地区画整理組合及び土地改良区の設立認可に向けて進めております。

また、認可後の造成工事期間につきましては、両事業において、概ね4年の計画で進めていく予定で考えております。

4点目についてですが、先ほどお答えしたとおり、施設建設については令和6年度以降にあらためて検討することとしていますので、その際には施設の機能、利用形態等を踏まえ、整備方針との整合性や少子高齢化、人口減少による利用需要の変化等も踏まえた施設のあり方について検討を行ってまいります。

5点目についてですが、郷土資料館は、中井町の歴史民俗に関する資料を保存、展示するための施設としての役割がありますので、今後とも中井町公共施設長寿命化計画に基づき維持管理、運営していく考えを持っております。

また、展示内容につきましては、レイアウトや展示手法の改良に取り組むとともに、国登録記念物「震生湖」の紹介コーナーを新たに設けるなど、郷土に対する理解を深める場としての機能向上に努めて参りますので、ご理解いただきたいと存じます。

**【問】6 学校課題と教育について問う**

8番 加藤 久美

全国的に人口減の中、人口増となっている自治体には、徹底した「子育て政策」を行っている特徴がある。その中でも、良い教育環境は子どもの個人の将来や、町の未来のためにも大変有益であり、それが自治体としての大きな魅力です。また、「子どもの権利」への認識が高まる中、学校教育を中心とした町の教育への考え方は大変に重要であることから、実状を踏まえ、以下質問を致します。

1、学校におけるジェンダー平等への取り組みと考えは。

2、中学校プール廃止理由は。

3、学校給食は成長期の子どもにとって大変重要なものであり、その質を問われ続けなければならない。現状と考えは。

4、各種検定料補助制度の利用状況は。

5、不登校の児童・生徒の状況と支援体制、相談体制とその状況は。

6、いじめ調査からの現況と対策は。

7、学校教育と感染防止対策について町の考えは。

8、教員の業務負担軽減を図るため、18時以降、保護者から学校へ連絡を取ることでできない状況であり、改善を求める声が聞かれるが町の考えは。

**【町長答】**

本町では、小・中学校における新型コロナウイルス感染防止対策の取組やICT教育の推進など、教育を取り巻く環境が急激に変化するなか、第六次中井町総合計画に基づき、小・中学生の給食費完全無償化や中井町学校運営協議会を設置し、学校と地域・保護者が一体となって地域とともにある学校づくりを進めるなど、今年度においても確実に、魅力ある教育・学習施策を推進しているところであります。

それでは、加藤議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私からお答えします。1点目についてお答えします。小・中学校では、豊かな人間関係を育む特別活動の実践やいのちを大切にすることを育む道徳科の実践などをとおして、人権教育の充実を図っています。学校教育においては、児童・生徒の発達段階や実態に応じた、日ごろからの教育活動によって、人権尊重や男女共同参画に関する理解を深めていくことが大切であると認識しています。

2点目についてお答えします。中井中学校のプールについては、生徒の水泳授業の参加状況や設備の老朽化、ランニングコスト等を総合的に勘案して、令和2年度からプールの利用を廃止いたしました。現在、中学校では、水泳の事故防止に関する心得について保健の授業において学習しております。

3点目についてお答えします。学校給食センターでは、児童・生徒にとって、安全かつ栄養バランスを考えた給食を提供しています。また、学校給食を通じた食育が大切であるという視点から、色々な食材を使用して様々なメニューを提供し、児童・生徒に、食への関心とメニューに対する親しみを持ってもらえるような工夫をしています。

4点目についてお答えします。町では、令和3年度から、英語検定、数学検定、漢字検定の学力検定料補助事業を開始しました。3年度においては、英語検定を中心に17件の補助申請がありました。4年度においても、制度利用の拡大に向けて、引き続き小・中学校への周知を図っているところです。

5点目についてお答えします。「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」による小・中学校

からの報告では、令和3年度に90日以上欠席している不登校児童・生徒数は13名でした。

不登校の児童・生徒に対する支援体制は、学級担任や教育相談コーディネーター等によるチームでの対応を基本とし、必要に応じてケース会議を開き、支援の方法等について具体的に検討しています。また、学級担任が定期的に家庭訪問したり、タブレット端末を使用したオンラインによる学習支援を行ったりしています。さらには、たんぼぼ教室の専任教員や相談員による学習支援や家庭訪問の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談なども実施しております。

6点目についてお答えします。町では、「中井町いじめ防止基本方針」に基づき、定期的なアンケート調査を実施し、いじめの実態把握を行っています。学校では、アンケート結果に基づいて個人面談を実施したり、定期的に教育相談を実施したりしながら、いじめの早期発見・早期対応に努めています。また、児童・生徒がより相談しやすい環境づくりや体制づくりに努めたり、生徒会や児童会活動を通して児童・生徒自らがいじめ防止の啓発にも取り組んでいるところです。

7点目についてお答えします。小・中学校では、コロナ感染防止対策を講じて様々な教育活動を実施しているところです。特に、感染リスクの高い教育活動については、文部科学省の衛生管理マニュアル等を参考として慎重に検討し、実施について判断しています。

8点目についてお答えします。現在、国や県において、教職員の働き方改革を推進しており、本町においても、小・中学校の校内業務や会議等の見直しに努めるなど、工夫改善を図り、取組を進めております。教職員の勤務時間外における電話対応については、令和3年の第2学期から、留守番電話による応答を開始し、保護者の方々に周知させていただいております。なお、児童・生徒に関して緊急対応が必要な場合は、保護者の方に中井町役場まで連絡いただき、日直等が教育委員会職員に伝達することで対応することとしています。

引き続き、緊急時の連携体制と留守番電話による対応について、保護者に周知してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】7(1) デジタル化と自治体DXに取り組むにあたって、課題と対策は**

7番 尾尻 孝和

杉山町長は第1回定例会での施政方針演説で「行政サービスの情報化・発信能力の向上として、役場窓口のキャッシュレス対応やチャットツールの導入など、自治体DXの推進により、町民サービスの向上と町内業務の効率化を図ってまいります」と述べられました。

そこで伺います。

1、政府は自治体DXの工程表を発表しています。中井町が今後とりくむ課題とそれぞれの推進工程は。

2、標準化された情報システム、ガバメントクラウドへの切り替え、各種業務のマイナンバーへの紐づけとオンライン化、デジタル責任者補佐官の人件費など、今後、自治体DXで必要となる事業費をどの程度に見込んでおられるか。

3、情報システムが標準化されることで、法に基づくものに中井町が上乗せしている事務、法に基づかず任意でおこなっている自治事務の取り扱いへの対策は。

4、職員の町民への対応・サービスは、自治体DXに取り組むことでどのようなになるか。

5、町民のプライバシーや預かっている個人情報を守るうえで、どのような課題があると認識されているか。

**【町長答】**

コロナ禍を契機とした急激な社会情勢の変化を受け、国においては「自治体DX推進計画」等を公表しており、国の施策展開を踏まえつつ、本町としても、住民に身近な基礎自治体として、デジタル技術やデータの活用による「住民の利便性の向上」と「業務効率化」を進めてまいります。

1点目につきましては、本町においてDXを推進する上での課題として、まずは、庁内的な機運の醸成や、町民のデジタル化に関する現況やニーズの把握が必要であると考え、昨年度、庁内横断的な組織である「中井町DX推進チーム」を設置し、全庁的なDX推進体制を構築するとともに、町民を対象としたデジタル化に関するアンケート調査を実施しました。

現在は、アンケート結果なども踏まえ、本町のデジタル化の推進にあたって目指すべき姿や方針、個々の取組の進め方などをまとめた「中井町DX推進計画」の策定を進めているところです。

2点目につきましては、DX推進計画の策定に先立って、先行して進めていくべき取組として、令和4年度当初予算において関連予算を計上させていただきました。

次年度以降見込まれる事業費については、先ほど申し上げたとおり、現在、計画の策定中であり、今後の国の動向や、個々の取組内容の検討経過などにより、大きく変動することも想定されるため、概算見込額を現時点でお答えすることは困難ですのでご理解賜りたいと存じます。

3点目につきましては、住民基本台帳、住民税、国民健康保険など、19業務が標準化対象とされております。議員ご指摘の任意の自治事務への取り扱いについては、標準化システムへの移行に伴い、仮にシステム上での対応が困難なケースが生じた場合においても、それを理由としたサービスの低下は当然避けるべきものだと認識しておりますので、移行にあたっての詳細な情報を注視しながら、運用面の工夫も含め適切に対応してまいります。

4点目につきましては、先ほど申し上げたとおり、DXの推進は「住民の利便性の向上」と「業務効率化」を目的として進めるべきものであると認識しております。

昨年度実施した町民アンケートの結果では、オンライン申請など、窓口サービスの向上を期待する意見も多く、

町民の方々にデジタル化の恩恵を実感していただけるような取組を進めるとともに、インターネットに不慣れな方に対しても、デジタル・アナログ両方の観点から、従来どおり必要とする方が必要なサービスを受けられるよう取り組んでまいります。

5点目につきましては、DXを推進する上で、デジタル技術やデータの利活用によるサービスの向上と個人情報の保護の両立が求められているものと認識しております。

国においては、昨年公布されたデジタル改革関連法の中で、個人情報保護法の改正を行うとともに、自治体DX推進計画においても重点取組事項としてセキュリティ対策の徹底が挙げられており、情報流出の危険性など、町民の不安を払拭するためにも、技術的な面でのセキュリティ対策と合わせ、人的なセキュリティ対策の徹底に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】 7（2）介護予防対象者や在宅介護者への配食サービス拡充の検討は**

**7番 尾尻 孝和**

中井町では2000年より配食サービスに取り組んでいます。調理が困難であったり、栄養バランスに問題をかかえた独居高齢者などを対象に、一部自己負担をいただいております。見守りも兼ねて取り組まれ、20年を超えて続けられてきました。

そこで伺います。

1、現在の配食サービス取り組み状況と内容は。

2、高齢者人数は、配食サービスが始まったころと比べ、2倍を超え、生活支援が必要と思われる高齢者も増加していますが、配食サービスを受けている人数は制度発足時とほとんど変わっていません。検討が必要では。

3、高齢者世帯でどちらかが認知症、あるいは手が不自由で包丁を持ってないといった夫婦世帯、介護保険を受けている方でデイサービスのない日など、対象を独居高齢者からさらに広げる検討も必要では。

**【町長答】**

我が国の高齢化は世界でも類を見ない速さで進行しており、2025年（令和7年）には、団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上と見込まれています。

本町においても高齢化率が年々上昇しており、令和4年4月末時点の高齢化率は35.8%となっています。高齢化の進展により医療や介護を必要とする人が増加するなか、出来るかぎり要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう包括的支援事業のなかで配食サービス事業を実施しています。

本町の配食サービスですが、町内に住所を有し、概ね65歳以上の独居または夫婦世帯、身体障がい者手帳1・2級の方で、自分で食事の支度をすることや、扶養義務者等から食事の提供を受けることが困難な状況にある方を対象に安否確認を兼ねて配食サービスを行っています。

令和4年5月末現在、利用者は6名で内2名が入院により利用休止という状況です。1食当たり普通食350円、特別食450円を自己負担いただき、平日の昼食で週5回を限度に配食サービスを実施しています。

配食サービス利用者数は、ここ数年10名前後で推移しています。介護保険制度の開始とともに、多様な民間事業者の参入促進が図られ、気軽にデイサービスができるようになったことや、コンビニエンスストア、スーパー、宅配などの普及により手軽に食事を摂ることができるようになったことも一因と考えられます。

近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯という要綱上の対象とならない家族構成や、朝・夕の食事は頼めても昼食は頼める人がいないなど、高齢者の増加にあわせていろいろなケースや事情のある高齢者が潜在的に存在するものと想定されます。

地域で安心して自立した生活を送るための高齢者等の生活支援事業として目的を果たすため、事業の周知を積極的に行うとともに、真にサービスを必要とする方に寄り添えるよう努めてまいりますのでご理解賜りたいと思います。

**【問】 8 中井町の公園の状況と課題は**

**1番 石渡 正次**

日本に公園が誕生して以来、およそ160年。その間に公園の数や公園の質等について様々な協議が行われ現在のような公園が形成されてきました。しかし、近年になり、公園自体が多様化の一途を辿り、地域における公園の個性化がますます進んでいることは紛れもない事実です。

そこで、公園の中でも特に住民の近くにある小さな公園（街区・近隣公園）の実態が、どのような状況にあるのかをつかむと共に、地域の特性や課題から、これらの公園をどのような方向に繋げていく考えなのか、公園の基本的なねらいと絡めながら明らかにしていくことが大切であると考えました。

それでは、伺います。

1、町では公園の状況を、どのように捉えているのか。

2、町では公園の価値を、どのように考えているのか。

3、公園の価値実現に向けて、どのような具体策を講じてきたのか。

4、これからの社会情勢を考慮した時、どのような点に配慮し、どのような姿勢で公園を創りあげていく考えか。

**【町長答】**

本町には27施設の公園があり、居住街区内から比較的近くに配置されている街区公園は24施設で、滑り台やブランコといった遊具が設置され、幼児、児童の遊び場や、自治会の行事など地域の交流の場として利用されております。

ご質問の回答については、一連性がございますので、一括して回答させていただきます。

「街区公園」については、周辺環境の変化、少子化の影響、生活様式の変化などによる利用者の減少など、公園の利用形態にも少しずつ変化が感じられます。

また、街区公園は地域の身近な公園である事から、親しみやすく魅力的な場所として利用される事により、地域の交流が生まれ、地域の活性化に繋がるものと考えております。

町では、公園施設の計画的な維持修繕、更新を行い、施設の長寿命化を図りながら周辺樹木の間伐、剪定を行うとともに、地域と連携した維持管理に努め利用者が安全で安心して利用できる公園づくりに取り組んでおります。

今後も、少子高齢化時代などの社会情勢を踏まえるとともに、公園の周辺環境や利用状況を見ながら、引き続き地域と連携し、公園の安全性や防犯対策にも配慮した公園づくりに努めてまいりますので、ご理解願います。